

申請団体名 バームハイツ西葛西自治会

代表者

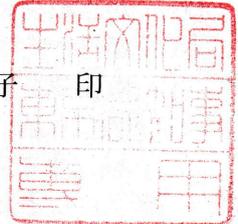
役職・氏名 会長 河本 政美

助成金交付決定通知書

令和3年1月25日付文書により貴団体から申請のあった新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金について、下記のとおり助成金の交付を決定する。

令和3年2月19日

東京都知事 小池 百合子 印



記

1 助成事業内容

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業

2 助成金交付決定額

金300,000円 (うち概算払請求上限額 金0円)

3 交付の条件

(1) 申請の撤回

助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、この交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

(2) 助成金概算払分の請求

助成事業者のうち、申請時に助成金の概算払を希望し、この交付の決定の通知により概算払上限額の決定を併せて受けた者は、交付の決定の通知を受領後、速やかに知事に対し概算払分請求書を提出しなければならない。

(3) 事情変更による決定の取消し

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(4) 変更承認申請

助成事業者は、次のアからウまでの一に該当するときは、あらかじめ知事に変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

ア 助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 助成事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 助成事業を中止又は廃止しようとするとき。